



長野県報

10月24日(木)
令和元年
(2019年)
第50号

目 次

規 則

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則（山岳高原観光課） 1

告 示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者指定の取消し（税務課） 1

地方税法に基づく軽油引取税に係る仮特約業者の指定（税務課） 1

保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課） 2

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課） 2

文化財保護条例に基づく長野県宝及び長野県天然記念物の指定（文化財・生涯学習課） 3

公 告

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施（農地整備課） 3

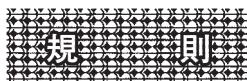
土地改良区の定款変更の認可（3件）（農地整備課） 3

都市計画の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課） 4

土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課） 5

開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課） 5

特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課） 6



長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第20号

長野県登山安全条例施行規則の一部を改正する規則

長野県登山安全条例施行規則（平成27年長野県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、特定非営利活動法人北アルプスブロードバンドネットワーク」を削る。

附 則

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

山岳高原観光課

長野県告示第266号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社ナカイ	長野県長野市上ヶ屋2471番地1254	令和元年10月15日

税務課

長野県告示第267号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の8第1項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る仮特約業者の指定をしました。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部 守一

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社デベロッパーしなの	長野県長野市大字上ヶ屋 2471番地1254	令和元年 10月16日

税務課

長野県告示第268号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡上松町大字荻原2194の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第269号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、諏訪市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

諏訪市（次の図に示す部分に限る。）

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第270号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第271号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡高森町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県教育委員会告示第4号

文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）第4条第1項及び第30条第1項の規定により、次のとおり長野県宝及び長野県天然記念物に指定します。

令和元年10月24日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員 数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
宮下家住宅	1棟	下伊那郡阿南町和合850	下伊那郡阿南町和合846-1 宮下金善

2 長野県天然記念物に指定する文化財

名 称	種 别	地積又は員数	所 在 地	所有者の住所及び氏名又は名称
遠山川の埋没林と埋没樹	小道木埋没林包蔵地	22,088m ²	飯田市南信濃小道木 遠山川河川区域（国土交通省天竜川河川事務所設置杭 15.2L、15.2R、15.4L、15.4Rで囲まれた範囲）	長野県
	大島埋没樹包蔵地	5,362m ²	飯田市南信濃大島 遠山川河川区域（国土交通省天竜川河川事務所設置杭 14.0L、14.0R、14.2L、14.2Rで囲まれた範囲）	〃
	畑上産標本樹	1本	飯田市南信濃和田2596-3 飯田市南信濃自治振興センター	飯田市
	小道木産標本樹	1本	飯田市南信濃木沢489-3 梨元ていしゃ場	〃

文化財・生涯学習課



公告

令和元年10月17日、中野市八ヶ郷土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

北安曇郡小谷村における県営小谷地区梨平換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、令和元年10月9日行いました。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

令和元年10月17日、上伊那郡西天竜土地改良区の定款変更を認可しました。

令和元年10月24日

長野県知事 阿部守一

農地整備課